

令和8年度加工・業務用向け契約取引促進事業公募要領

1 事業概要

農業者と加工業者等との取引を仲介する中間事業者が販路を確保・拡大し、農業者の安定した収益の確保や規模拡大につなげることを目的に、農業者が計画どおり出荷できない場合に、中間事業者が契約数量を確保するため市場等から代替品を調達した際に発生する掛増し経費の一部を助成します。

※詳細は「加工・業務用向け契約取引促進事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

2 補助対象等

(1) 対象品目・期間

対象品目 キャベツ

対象出荷期間 10月から3月まで

(2) 事業実施主体

島根県内に主たる事業所を有する中間事業者

※中間事業者は、県内の農業者又は県内の農業協同組合、事業協同組合等の団体から対象品目を仕入れ、加工業者等に販売することを業として行う者を対象とします。

※中間事業者は、仕入れ先となる県内の農業者と共同で応募するものとし、以下の応募条件に取り組んでいただきます。

〔応募条件〕

- ・ 中間事業者は、農業者の所得向上に向けて、加工業者等との取引において契約数量の増加、契約単価の向上に取り組むこと
- ・ 農業者は、所得向上に向けて栽培管理を徹底し、反収を確保するとともに規模拡大に取り組むこと

※中間事業者が農業者の出荷計画・実績等の情報を県農業（振興）部に提供し、栽培管理指導を受けるなどの栽培技術の定着に向けた取組を行っていただきます。

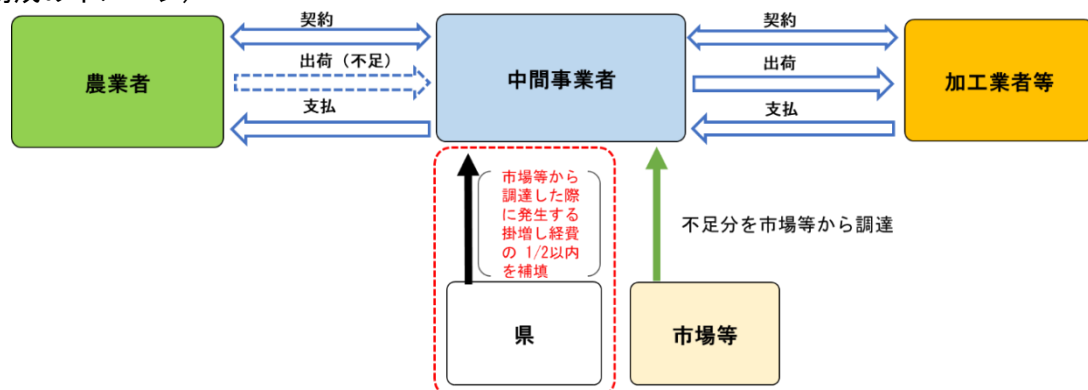
(3) 補助対象経費

中間事業者が、水田で作付する仕入れ先の農業者と書面により契約した仕入数量が不足し、加工業者等と契約した出荷数量を確保するために、(1)の対象出荷期間に市場等から代替品を調達する際に要する掛増し経費を補助対象とします。

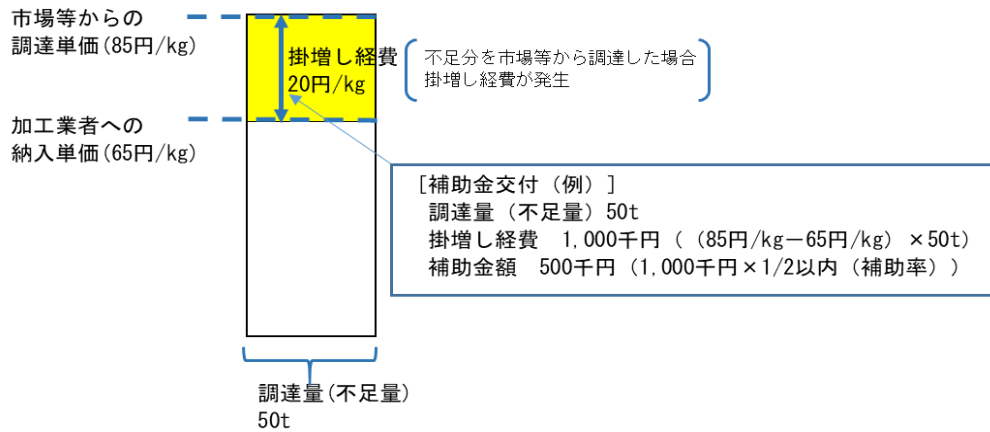
※掛増し経費は、中間事業者が市場等から調達した単価と加工業者等への納入単価の差額に調達量を乗じた額とします。

※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除くものとします。

(助成のイメージ)



(掛増し経費の算出例)



(4) 補助率等

- 1) 補助率 1 / 2 以内
- 2) 補助上限 事業実施主体あたり 3, 6 0 0 千円

3 応募方法

(1) 応募書類

事業実施計画書（交付要綱様式第1号）を本公募要領に定める期日までに提出してください。

※応募に当たり、様式第1号の別紙1、別紙2の提出は不要です。（別紙1、別紙2は審査により事業実施主体候補者を決定した後に提出していただきます）

(2) 提出部数

正本1部を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

(3) 提出方法

応募書類の提出は、以下のいずれかの方法により提出してください。

1) 電子メール

- ・メールの件名

「加工・業務用向け契約取引促進事業書類提出」

- ・送付先

sanchishien@pref.shimane.lg.jp

- ・メール受信の照会

メール送信後、3開庁日を過ぎても受領を確認した旨のメール返信がない場合は、電話で照会してください。（0852-22-5126）

※ メール送信上の事故（未達等）については、県は責任を負いません。

2) 郵送等

- ・送付方法

簡易書留等の送達記録の残る方法で送付してください。

- ・送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県産地支援課 加工・業務用向け契約取引促進事業担当（宛）

TEL: 0852-22-5126

※ 郵送中等の事故については、県は責任を負いません。

3) 持参

- ・ 県担当者と来庁日をあらかじめ調整していただき、持参してください。

(4) 応募期間

令和8年7月21日(火)から8月10日(月)まで

※応募書類は、応募期間最終日の17:00までに必ず到着するように提出してください。

4 審査方法等

ご提出いただいた事業実施計画書(様式第1号)により、「加工・業務用向け契約取引促進事業費補助金交付要綱」で規定している事業要件の適否について審査を行い、事業実施主体候補者を決定します。

また、応募額の合計が予算額を超過する場合は、県内農業者からの仕入実績等に基づいて予算配分を行います。

5 その他

(1) 遵守事項

遵守事項については、「加工・業務用向け契約取引促進事業費補助金交付要綱」に記載していますので、応募する前に必ずご確認ください。

(主な遵守事項)

- ・交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- ・補助事業実施年度から起算して3年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ・補助事業に係る経理について、その収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県産地支援課水田園芸係(0852-22-5126)